



新型コロナの感染防止対策 営業時間短縮要請に伴う「協力金」が延長されます



県が、熊本市中心部の飲食店等に対し行っていた12月30日から1月11日までの13日間の営業時間短縮の要請が1月24日までさらに13日間延長されました。それに伴い、時短要請に伴う「協力金」の支給も延長されます。

「県商工政策課」に申請してください！

【相談窓口】 熊本県 時短要請協力金 相談窓口

☎ 096-333-2828 (受付時間 9:00~17:00、土日・祝日休み)

【申請先】 申請書類を下記に郵送 (申請書類は、熊本県 HP 参照)

〒862-8570 熊本県商工政策課 時短要請協力金係 (※住所記載不要)

【受付期間】 ※いずれも締切日消印有効

(1) 2020年12月30日~21年1月11日実施分 → 1月12日~2月26日

(2) 2021年1月12~24日実施分 → 1月25日~2月26日

【交付金の内容】 交付額は、期間ごとに原則1店舗当たり52万円

- ・交付の対象となるのは、営業時間の短縮に全面的に協力いただいた方
- ・1月2日(延長された分は1月15日)までに時短要請にご協力しなかった、従来の営業時間が午後10時まで、酒類を提供しない飲食店、既に廃業・休業又は倒産している、対象地域外で営業している等の店舗は交付対象外
- ・「協力金の交付対象となるか？」などは相談窓口まで相談を。
- ・具体的な申請要件等は、必ず「熊本県時短要請協力金交付取扱要項」、「熊本県時短要請協力金申請要領」(熊本県 HP 参照)を確認を。

【対象期間】 2020年12月30日~2021年1月11日まで

↓
2021年1月12~24日までに延長(13日間の延長)

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか

NO. 1219

2021年1月17日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



【要請内容】 営業時間を22時までに短縮する(営業時間：5~22時まで)

【対象施設】 午後10時以降も酒類を提供及び接待を伴う飲食店

キャバレー、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ、バー、パブ、ナイトクラブ、居酒屋、ビアホール、焼鳥・焼肉屋、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店 等

【対象区域は中央区の以下の場所】

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番~7番、井川淵町1番~2番

【控室から】
今年「児童憲章」70年

上野 みえこ

今年、1951年に制定された児童憲章が70年を迎える年です。

児童憲章には、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念が前文に謳われ、「正しい愛情と知識と技術をもって育てられる」、「自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようみちびかれる」、「就学を確保され、十分な教育施設を用意される」、「よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境から守られる」など、すべての児童の権利が十二条にわたりに定められています。1947年制定の児童福祉法が、国と自治体が保護者とともに、子どもの健やかな成長に責任を負うことを定めたのに対し、児童憲章は、児童の立場からその権利を確認したものです。その後、国連でも1959年に「児童権利宣言」、1989年には「子どもの権利条約」が採択され、子どもの権利は前進してきました。

しかし、国連の子どもの権利委員会から、過度に競争的な教育やそのストレスが指摘され、経済大国と言われながら子どもの貧困が社会問題となっているなど、子どもを取り巻く状況は依然厳しい現実です。

真に子どもの健やかな成長が保障されるよう取り組む1年に、これが年頭の私の思いです。



*1月10日号で紹介した「菜の花法律事務所」法律相談は、1月21日(木)午後1時からです。

「熊本市公文書管理条例」制定される 存在意義は「情報公開」と「説明責任」、それが果たされる市政運営を！

昨年12月議会に、2021年4月から施行される「熊本市公文書管理条例」が提案されました。党市議団として制定には賛成しましたが、新しく制定される条例が、その趣旨に則り、適切に運用されるよう、最終日に上野みえこ議員が質疑を行い、問題点を指摘し、改善を求めました。

民主主義の根幹を支える基本的インフラが『公文書』 文書管理の目的「説明責任」は、国際標準

公文書管理法制定における国の「有識者会議」最終報告書では、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である『公文書』は、民主主義の根幹を支える基本的インフラであり、未来に生きる国民への説明責任を果たすため

に必要不可欠な国民の貴重な共有財産である」という基本認識が述べられており、公文書管理法の存在意義は、情報公開と説明責任にあります。

世界的にも、文書管理の目的が組織の説明責任を果たすためということは、記録管理の国際標準で基調コンセプトとなっており、グローバル・スタンダードです。

国が「原則公開」の公文書管理委員会は、本市も公開を

公文書管理に関する様々な事項を調査審議する「公文書管理委員会」について、本市条例では「原則非公開」としています。

しかし、国の公文書管理法に基づく「公文書管理委員会」は、

「原則公開」です。

「情報公開」を存在意義とする条例の趣旨に従い、「非公開規定」は、直ちに改正し、公文書管理法の規定に倣い「原則公開」とすべきです。

適切な運用のためには、専門職配置と人員体制の拡充が必要

文書管理には、現用段階の「レコードマネージャー」、非現用段階の「アーキビスト」という文書管理専門職があり、海外では文書管理専門職の職能が確立しています。公文書管理においては、専門職の配置と拡充が、施行後の運用でうまくいくかの鍵を握

ると、専門家も指摘しています。

熊本市は条例を制定しても、専門職配置や人員拡充を考えていません。これでは条例が「絵に描いた餅」になります。上野みえこ議員は質疑の中で、専門職配置と人員体制拡充を求めました。

今後求められるのは、徹底した「情報公開」と「説明責任」

条例の制定が、市長の公約実現という帳面消しにならないためにも、今後の運用が極めて重要です。党市議団が指摘した点

を踏まえると共に、法や条例の趣旨に基づき、徹底した「情報公開」と「説明責任」をしっかりと果たすことが求められます。

市の出先機関に、年末のあいさつ

昨年末に、各区役所・5カ所の消防署・東部環境工場・各クリーンセンター・扇田処分場など、年末まで業務にあたられているところを中心にあいさつにまわりました。

新型コロナの影響もあり、それぞれ例年になく苦労の中でお仕事されていました。現場の生の声を聞くことができました。今後活かしていきたいと思っております。

